

報告第 15 号

小城市立芦刈幼稚園の民営化にかかる評価結果について

このことについて、別紙のとおり報告する。

平成 30 年 6 月 28 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

報告理由

小城市立芦刈幼稚園の民営化にかかる評価結果について、小城市立幼稚園・保育園民営化評価委員会より提出をされたので報告する。

平成30年6月5日

小城市教育委員会
教育長 大野 敬一郎 様

小城市立幼稚園・保育園民営化評価委員会
委員長 山本 康徳



小城市立芦刈幼稚園の民営化にかかる評価結果について（報告）

当評価委員会は、小城市立幼稚園・保育園民営化評価委員会設置要綱（平成24年6月28日公布）に基づき、平成29年4月1日に小城市立芦刈幼稚園の民営化を移管された社会福祉法人芦刈福祉会が運営する認定こども園「あしかりこども園」に対し、保育内容等について点検及び評価を行なった。

今回の評価は、民営化に対する行政の取り組み、移管先事業者の移管後の園運営などについて実施した。

当評価委員会では、事務局より民営化の経緯や民営化ガイドラインの説明、移管後の保護者アンケートの結果についての説明を受け、移管先である「あしかりこども園」の現地視察を行ない、給食や教育・保育の状況について園職員からの聞き取りを実施した。

これらを踏まえて、総合的な評価についての検討を行い、その結果について別紙のとおり報告する。

1. 評価結果

今回の小城市立芦刈幼稚園民営化にかかる評価結果は A 評価とする。

[評価区分 A：達成 B：おおむね達成 C：やや不十分 D：不十分]

評価の詳細については、別紙「芦刈幼稚園民営化評価シート」参照

2. 評価のながれ

平成 30 年 1 月 第 1 回小城市立幼稚園・保育園民営化評価委員会

教育委員会事務局から、芦刈幼稚園民営化にかかる評価の視点・評価方法、行政の取り組みについて、運営事業者の取り組みについての説明を受け、評価の視点の確認を行った。

また、「あしかりこども園」保護者アンケートの結果説明を受け、保護者の意見を確認した。

- ・小城市立幼稚園・保育園民営化評価委員会設置要綱
- ・芦刈幼稚園民営化評価シート
- ・小城市公立保育園・幼稚園の再編計画
- ・小城市立保育園・幼稚園の民営化ガイドライン
- ・芦刈幼稚園民営化に伴う民間移管の経緯
- ・「あしかりこども園」に関するアンケート結果（H29.10）

平成 30 年 2 月 第 2 回小城市立幼稚園・保育園民営化評価委員会

「あしかりこども園」を訪問し、保育参観、施設観察、給食試食をした後、園職員に対して質疑及び意見交換を行った。

- ・幼保連携型認定こども園教育・保育要領
- ・幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準
- ・芦刈幼稚園、芦刈保育園、あしかりこども園の園児数
- ・子ども・子育て支援新制度による認定こども園概要
- ・「あしかりこども園」職員配置表、園だより等広報資料、苦情処理しくみ図、給食献立表、職員の経験年数表、保育の1日の流れ（1号認定・2号認定・3号認定）

平成 30 年 3 月 第 3 回小城市立幼稚園・保育園民営化評価委員会

各委員の意見を基に、評価委員会としての評価結果のとりまとめを行なった。

3. 総括

当評価委員会は、教育委員会事務局から評価に必要な報告を受け、移管先である園を視察し、園の職員から話を聞いた。

その後、評価委員会で意見交換を行ない、討議を経て一定の共通認識に至った。これを総括として、以下のとおり報告する。

小城市立芦刈幼稚園の民営化にかかる評価結果は A である。取り組みの内容とその成果については評価できる内容が多かったが、今後の課題や改善すべきと考えられるところも見られた。

まず、行政の取り組みについては、今回は、小城市で2件目となる、公立から民間事業者への民設民営化であり、民営化ガイドラインに沿った民営化が順調に行われた。保護者のニーズに応えるために、保護者説明会、関係者説明会及び三者協議会の実施などしっかりとした対応がなされている。

一方、幼稚園と保育園との相違もあり、一部保護者からの理解が得られていない面もあり、懇切丁寧な説明を今後も継続していく必要がある。

幼児教育の充実を図るためには、財源や人材の確保などの問題も指摘される。「子どもは小城市の宝」という前提のもとに、行政と移管先事業所が連携を図りながら進めていく必要がある。

次に、移管先事業者の取り組みについては、幼児期における“生きる力”の基礎を育成するという教育・保育のあり方を踏まえ、法令を遵守した園経営がなされている。芦刈地区の特性を生かした園運営が行われ、園長を中心に、園児が安心してすごせる教育・保育がなされている。

特に、保護者とのコミュニケーションを図ろうとする姿勢が見受けられ、苦情処理体制を確立されてはいるが、保護者アンケートではまだ一部不満の声も出ているので、今後も引き続き保護者への丁寧な説明と、改善できるところは改善に取り組む必要がある。

職員の配置については、年齢構成を考慮しバランス良い配置をされ、引き継ぎ保育等もしっかりされスムーズな移行が図られている。今後も、園内での自己評価及び外部からの評価などを基に、より良い教育・保育環境づくりが図られるよう希望する。

職員の資質向上については、職員数も増え研修に参加できる体制もできたと思われるので、園内外への研修に参加して個々の資質向上を図っていただきたい。小城市には幼児教育・保育ネットワーク研修という事業もあるため、積極的に参加され、自己研鑽を積まれることを望む。

配慮の必要な園児に対する特別支援の対応については細やかなサポート体制がとられているが、園内研修や職員相互の情報交換会を実施するなど、より幼児理解を深める必要がある。また、個々の園児に対する支援の仕方や、保護者への協力のあり方など、今後更に園内で充分議論をしなくてはならない必要がある。

給食については地域の食材を活用した献立を工夫し、園児の健康と体力づくりに取り組まれている様子が伺える。アレルギー対応でも、保護者と連携を図るなど、きちんとされている。

施設については、工夫を凝らし、園全体が明るく広く感じられ、また、不審者対策や地震対策等がしっかりされている。しかし、園周辺は様々な施設やクレークにも囲まれており、幼児の安全確保と園の安全管理が強く望まれ、特に2階に設置されたプールについて、安全対策はされているが、何が起こるかかわからないので細心の注意が望まれる。

細かな課題も見られたが、今後も園・保護者・行政が一体となって、園児達のために質の高い教育・保育を行ってもらいたい。

今回の評価結果を、今後の小城市立幼稚園・保育園の民営化の参考にしていただくと共に、子どもへの影響など十分な配慮をして進めていただくことを期待し、評価委員会の総括とする。

○芦刈幼稚園民営化に伴う民間移管の経過

芦刈幼稚園の移管先については、町内には公立幼稚園と私立保育園が各1園あり、私立保育園が公設に近い形（町内各種団体の代表者による設立）で設立されていたことから、一般公募による民間移管ではなく、芦刈保育園に芦刈幼稚園の園児を受け入れていただき認定こども園へ移行する案に決定した。

- 26. 7 ・芦刈福祉会へ、芦刈幼稚園の民営化に伴う園児の受入を打診
- 26. 8 ・「公立保育園・幼稚園の再編計画」及び「市立保育園・幼稚園の民営化ガイドライン」策定
- 27. 4 ・芦刈福祉会から、芦刈幼稚園園児受入について理事会で全員一致で承認したとの報告。
 - ・民営化に向けて、芦刈庁舎跡地と芦刈保育園の土地交換協議及び、認定こども園整備開始
 - ・保護者・園・教育委員会からなる三者協議会を立ち上げ、移管前から移管後にかけて計10回開催
- 29. 1 ・共同保育開始。芦刈保育園の職員が芦刈幼稚園へ。29.3 終了
- 29. 3 ・芦刈幼稚園・芦刈保育園閉園
- 29. 4 ・幼保連携型認定こども園「あしかりこども園」開園
 - ・引継ぎ保育開始。芦刈幼稚園の職員が芦刈保育園へ。29.12 終了
- 29. 9 ・あしかりこども園保護者アンケート実施

【この事業についての説明会】

①議会への説明

- 26. 7 ・議会勉強会で小城市公立保育園・幼稚園の再編計画、小城市公立保育園・幼稚園の民営化ガイドラインについての説明や芦刈幼稚園民営化について説明
- 27. 5 ・議会勉強会時に、芦刈保育園を運営する芦刈福祉会が芦刈幼稚園の園児受入を理事会全員一致で承認されたことの報告、及び芦刈幼稚園民営化スケジュールについて説明

②保護者への説明

〔芦刈幼稚園保護者説明会〕

- 26.10 ・小城市公立保育園・幼稚園の再編計画、小城市公立保育園・幼稚園の民営化ガイドラインについて
- 27. 5 ・芦刈幼稚園の民営化の移管事業者について、民営化スケジュールについて
- 28. 2 ・芦刈幼稚園新入園保護者説明会時に、民営化スケジュール説明
- 28. 5 ・これまでの三者協議の内容および今後の民営化スケジュール説明

〔芦刈保育園保護者説明会〕

- 27. 4 ・芦刈幼稚園の民営化に伴う、芦刈保育園の認定こども園化について

[芦刈幼稚園保護者・芦刈保育園保護者への合同説明会]

28 ・28年度中に、芦刈幼稚園と芦刈保育園で合同行事を開催

29.2 ・あしかりこども園へ入所予定の保護者を対象とした入園説明会の開催

29.3 ・あしかりこども園へ入所予定の保護者を対象とした施設内覧会の開催

○小城市立幼稚園・保育園民営化評価委員会設置要綱

平成 24 年 6 月 28 日
教育委員会告示第 10 号

(設置)

第 1 条 「適正配置を踏まえた公立保育園・幼稚園の整備に関する方針」(平成 25 年 3 月策定)に基づき策定した小城市立保育園・幼稚園民営化ガイドライン(平成 26 年 8 月策定)に規定する小城市立幼稚園及び保育園の民営化後の園の評価と評価について情報公開するにあたり、第三者の視点や学識経験者等の意見を求めるため、小城市立保育園・幼稚園民営化評価委員会(以下「評価委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 評価委員会は、民営化後の園に対して保育内容等の移管条件が守られているか点検及び評価を行い、評価に基づく指摘事項を協議する。

(組織)

第 3 条 評価委員会は、委員 5 人以内をもって組織する。

2 委員は、幼児教育及び保育に関し識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱の日から翌年度の 3 月 31 日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 評価委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、評価委員会の会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 評価委員会は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 委員長は、必要に応じて、評価委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(公開)

第 6 条 評価委員会の会議は、公開とする。

(庶務)

第 7 条 評価委員会の庶務は、教育委員会保育幼稚園課において処理する。

(その他)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成 29 年 1 月 26 日教委告示第 1 号)

この告示は、公布の日から施行する。

小城市立幼稚園・保育園民営化評価委員会

No.	氏 名	所 属
1	山 本 康 徳	牛津芦刈商工会副会長、元小城市教育委員
2	明 石 保 馬	前三日月幼稚園長
3	永 松 みどり	芦刈町主任児童委員
4	大 野 芽久美	公立保育園保護者
5	水 田 愛 子	明るい選挙推進協議会委員

分類	評価項目	評価のポイント	項目評価	分類評価	取り組みについての意見	課題や改善すべきと考えられるところ
行政の取り組み	(1)ガイドラインの遵守	①民営化の手法は適切だったか	A	A	<ul style="list-style-type: none"> ・今回は小城市での2回目の、公立から民間事業者への民設民営化だったので、民営化ガイドラインに準じた民営化が順調に行われた。 ・保護者のニーズに応えるために、保護者説明会、関係者説明会及び三者協議会の実施などサポート体制もできている。 ・共同保育や引継ぎ保育の実施、また保護者の不安を払拭するための説明会も実施されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・移管後の保護者アンケートの結果から、幼稚園と保育園との相違で理解を得るためにはまだ時間が必要と考えられる点があったが、懇切丁寧な説明を今後も継続していく必要がある。 ・三者協議や園訪問などの機会を利用して、園の経営方針など行政の支援を受けながら取り組んでいく必要がある。 ・幼児教育の充実を図るためには、財源や人材の確保などの問題点も指摘される。「こどもは小城市の宝」という前提の基に、行政とも連携を図りながら進めていく必要がある。
		②引継ぎは完了したか	B			
	(2)保護者対応	①保護者説明の実施	A			
		②三者協議により意思疎通が図られたか	B			
(3)事業者対応	①事業者への関わりは適切だったか	A				
移管先事業者の取り組み	(1)園の運営に関すること	①幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領ほか法令に準拠している	A	A	<p>〔教育・保育、園の運営〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者アンケートでも園の運営については概ね満足が得られている。 ・芦刈の地域特性を生かした園の運営や教育・保育が行われている。 ・幼児期における生きる力の基礎を育成するという教育・保育の在り方を踏まえ、法令に遵守された園経営がなされている。 ・幼稚園と保育園という違いが指摘されるところはあったと思われるが、園長を中心として幼児が安心して過ごせる保育がなされている。 ・園からの情報発信もなされており、保護者とのコミュニケーションを図ろうとする姿勢が見受けられる。また、園長を中心とした苦情処理体制も確立されている。 ・配慮を必要とする園児に対する支援の仕方など、職員の共通理解と実践も徐々に図られてきている。 ・職員配置については年齢構成のバランスを考慮した配置がなされている。 ・移管前の共同保育や移管後の引継ぎ保育もしっかりとなされ、スムーズな移行が図れている。 ・園の活性化を図るために、園内研修の実施や職員による自己評価の実施などより良い園づくりにも取り組まれている。 ・民営化前後、アンケート調査や三者協議会も実施されており、合意形成も図られている。 ・園を訪問して、施設設備の活用状況、園の経営方針の説明を受け理解できた。 ・保育・教育の一体化を進める園長の経営方針が随所に見受けられる。 ・保育事業に幼稚園ということで、不安を抱えながらの取り組みだったが、落ち着いた運営がされているように見受けられた。 ・順調な事業運営ができている。 ・基本を、子どもにより良い環境をということを中心に考えて取り組まれている。 	<p>〔教育・保育、園の運営〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者アンケートで一部不満の声も出ている。特に保育料以外の費用負担の所でやや不満・不満合わせて13.45%の保護者の方がおられる。この件に関しては引き続き保護者への丁寧な説明と改善できるところは改善に取り組んで欲しい。 ・保護者アンケートで行事の所ではやや不満・不満合わせて19.05%の保護者の方がおられるので、アンケートの意見をもとに改善に取り組む必要があると思う。 ・保護者アンケートの自由記述に寄せられた意見を全職員共通理解して問題解決にあたる必要があると思われる。 ・特別支援教育に関わって、園内研修や職員相互の情報交換会を実施するなどして理解を深める必要がある。 ・保護者の中には子育てに不安を抱えておられる方があり、それが苦情となって出てくる場合もある。苦情処理にあたっては意見を聞くという姿勢の基に進める必要がある。 ・園行事への保護者の積極的な協力も見られるが、保護者間のコミュニケーションを図る必要がある。 ・園児の体力づくりに取り組まれている様子がよく理解できたが、園周辺の環境を生かした特色ある保育活動を取り入れてみたらどうだろうか。 ・配慮を必要とする園児に対する支援の仕方や保護者への協力の在り方など園内で充分議論してあたる必要がある。また、保育士の確保も必要と思われる。 ・職員数も多く、全職員参加の研修会も実施できにくいのが現状と思われるので、連絡体制に工夫を凝らした取り組みも必要と思われる。 ・園内外の研修会へ参加するなど、職員の資質向上を目指した取り組みも必要であると思われる。 ・園訪問、園内での自己評価及び外部からの評価などを基に、より良い教育・保育環境づくりが図られるようにする。
		②移管する園の定員構成を継承している	A			
		③移管する園の受け入れ年齢を継承している	A			
		④障がい児保育、特別支援教育を実施している	A			
		⑤保護者への費用負担を事前に市に相談し、保護者の理解を得ている	B			
		⑥苦情処理の仕組みが整備されている	B			
		⑦完全給食を提供している	A			
		⑧食育の推進及びアレルギー対応食の提供を実施している	A			
		⑨延長保育及び一時預かりを実施している	A			
		⑩幼稚園設置基準、保育所設置基準、及び認定こども園設置基準に準拠している	A			
	(2)職員に関すること	①国基準の児童数に応じた職員配置基準を準拠しながらも障がい児保育等に配慮した職員等を確保している	A			
		②施設長は教育・保育の経験15年以上の経験年数を有し、幼稚園教諭及び保育士は、教育・保育の経験5年以上者を1/3以上配置している	A			
		③移管前3ヶ月間の共同保育、移管後最大9ヶ月間の引継ぎ保育を実施した	A			

	④共同保育に参加した職員は民営化後も勤務している	A	【給食】 ・地域の食材を活用した献立を工夫し、園児の健康と体力づくりに取り組まれている様子が伺える。 ・アレルギー対応では、保護者と連携を図るなどきちんとされている。 ・ごはんが充実している。温かいものが提供されている。 【施設・設備】 ・園内施設設備に工夫を凝らし、園全体が明るく広く感じられて、園児ののびのびした保育の様子が見られる。 ・不審者対策や地震対策等がなされている。	【施設・設備】 ・施設・設備については、大変素晴らしい園舎だと思う。但し、アンケートに少し不満に思われている保護者の方がおられるので、改善に取り組めるものについてはしっかりと取り組む必要がある。 ・園舎内、園庭など園児の活動の場としての工夫をされていてよいが、もう少し遊具があればと思う。また、夏の日差しを遮るようなものが園庭にあればよいと思った。(保護者の協力で何かできないものだろうか) ・施設環境、特に周囲は様々な施設や田畑、クリークなどに囲まれており、幼児の安全確保と園の安全管理が強く望まれる。 ・2階の施設・屋上のプール等、対策はされているが、何が起こるか分からないので、細心の注意対応を望む。
(3)問題解決に関すること	①保護者、移管先法人、市からなる三者協議会を設置し、保護者との合意形成を図った	B		
	②民営化にかかる第三者評価を受けている	B		
総合評価			A	・細かな点についての課題も見られたが、ほぼ達成されている。 ・今後も保護者・園・市・一体となって園児達のために質の高い教育・保育を行ってほしい。 ・認定こども園として課題を克服しながら、子どもの育ちを大事にした園経営をお願いしたい。